

公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰

あま市公平委員会佐藤 益美元委員と本田 照清委員が公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰を受賞され、令和4年11月7日(月)に市役所で表彰の伝達式が行われました。

佐藤元委員は、平成22年6月に就任され令和2年6月に退任されるまで、本田委員は平成22年6月に就任され現在に至るまで、10年以上の長きにわたり公正な人事行政の確立に尽力され、そのご功績に対し受章の運びとなりました。



問合せ 公平委員会事務局 ☎444・0903 FAX444・0982

確定申告における、おむつにかかる費用の医療費控除と障害者控除について

おむつにかかる費用の医療費控除

おむつの利用にかかった費用を所得税、住民税の医療費控除として確定申告することができる場合があります。

確定申告でおむつにかかる費用の医療費控除を初めて受ける方は「おむつ使用証明書」と「領収書等」が必要です。

なお、おむつにかかる費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護・要支援認定をお持ちの方は「おむつ使用証明書」を市が交付する「主治医意見書を確認した書類」に代えることができる場合があります。

「主治医意見書を確認した書類」は必要事項を確認後、後日郵送しますので、介護保険被保険者証と印鑑を持参し、窓口で申請してください。

※「おむつ使用証明書」は主治医にご相談ください。

障害者控除

身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で、令和4年12月31日現在(死亡の場合はその日)の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する「障害者控除対象者認定書」により「障害者控除」、または「特別障害者控除」を受けることができます。

対象者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。また、要介護認定申請中の方で対象となる方につきましては、認定結果と一緒に送付します。必要であれば確定申告のときにご利用ください。

※身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合に障害者控除対象者認定書を送付します。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

各申請窓口 高齢福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

問合せ 高齢福祉課(介護保険係) ☎444・3141 FAX443・3555